



発行 新潟県

号外 1

令和5年12月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 条 例

- 31 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（ICT推進課）
- 32 新潟県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 33 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 34 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 35 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 36 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（行政改革課）
- 37 新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（管財課）
- 38 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（消防課）
- 39 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（地域医療政策課）
- 40 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（創業・イノベーション推進課）
- 41 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例（雇用能力開発課）
- 42 新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例（経営普及課）
- 43 新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例（漁港課）
- 44 新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例（用地・土地利用課）
- 45 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）
- 46 新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例（河川管理課）
- 47 新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（河川管理課）
- 48 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例（都市整備課）
- 49 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 50 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 51 新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例（生涯学習推進課）
- 52 新潟県立生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例（生涯学習推進課）

## 本号で公布された主な条例のあらまし

◇知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）

## 1 期末手当の支給割合の改正

知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第34号）

## 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

(1) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の支給月額の限度及び勤勉手当の支給割合を改正することとしました。（第1条～第3条関係）

(2) 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとすることとしました。(第3条関係)

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

(1) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改正することとしました。(第4条～第6条関係)

(2) 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとすることとしました。(第6条関係)

(3) 地域手当の支給割合の見直しに伴う調整措置を設けることとしました。(第6条関係)

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。(第7条及び第8条関係)

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。(第9条及び第10条関係)

5 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第35号）

1 職員を派遣することができる団体の追加等

職員を派遣することができる団体に医療法人愛広会及び社会福祉法人長岡福祉協会を追加する等の改正を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第36号）

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）

(2) 新潟県知事の権限に属するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例（第2条関係）

(3) 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（第3条関係）

(4) 新潟県覚醒剤取締法施行条例（第4条関係）

(5) 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（第5条関係）

(6) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（第6条関係）

(7) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（第7条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第39号）

1 新潟県立燕労災病院の廃止

新潟県立県央基幹病院を設置することに伴い、新潟県立燕労災病院を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (3) 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
- (7) 新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- (18) 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例
- (19) 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例
- (20) 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する  
条例
- (21) 新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例
- (22) 新潟県立生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例

令和 5 年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

---

新潟県条例第31号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p><b>第2条</b> 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事又は教育委員会（法令の規定により<u>特定個人番号利用事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者（市町村の執行機関を除く。）がある場合にあつては、その者を含む。）は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で利用<u>特定個人情報（法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。以下同じ。）であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p><b>第2条</b> 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事又は教育委員会（法令の規定により<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者（市町村の執行機関を除く。）がある場合にあつては、その者を含む。）は、<u>同表の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

新潟県条例第32号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係） （1）～（5）（略） （6）土木部関係					別表（第3条関係） （1）～（5）（略） （6）土木部関係				
	対象となる事務	名 称	区 分	金 額		対象となる事務	名 称	区 分	金 額
(略)					(略)				
40 の 2	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する	(略)	40 の 2	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の	(略)

			他の建築物をいう。40の3の項において同じ。)の場合 ア～カ (略)	
			(略)	
40 の 3	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)	(略)	(略)
40 の 4	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交	(略)	(略)	(略)

			建築物をいう。40の3の項において同じ。)の場合 ア～カ (略)	
			(略)	
40 の 3	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)	(略)	(略)
40 の 4	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省	(略)	(略)	(略)

	通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付				令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付				
41	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合</u> にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） (1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分</u> （以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額 ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の基</u>	41	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合</u> にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） (1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分</u> （以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額 ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の基準</u>

				<p>準に適合するかどうかの審査（以下この項及び42の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>イ～カ （略）</p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分</u>（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。42の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア～キ （略）</p> <p>(3) （略）</p>				<p>に適合するかどうかの審査（以下この項及び42の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>イ～カ （略）</p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分</u>（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。42の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア～キ （略）</p> <p>(3) （略）</p>	
42	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(略)	<p>(2) その他の場合</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額</u>）</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	42	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(略)	<p>(2) その他の場合</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額</u>）</p> <p>(1)～(3) （略）</p>



	に対する 審査			
43	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) 住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあっては、5,800円） イ～カ （略） (2)～(4) （略）
(6)の2～(9)		(略)	(6)の2～(9) (略)	

	に対する 審査			
43	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) 住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第2条第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあっては、5,800円） イ～カ （略） (2)～(4) （略）
(6)の2～(9)		(略)	(6)の2～(9) (略)	

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 新潟県条例第33号

知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、 <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、 <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)

**第2条** 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、 <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、 <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)

## 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（以下「改正後の特別職期末手当支給条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
 (期末手当の内払)  
 3 改正後の特別職期末手当支給条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職期末手当支給条例の規定による期末手当の内払とみなす。

新潟県条例第34号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p><b>第5条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第20条の3の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)を除いたものとする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第24条の5</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>41万5,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>5万1,100円</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第26条</b> (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>	<p>(給料)</p> <p><b>第5条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第20条の3の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)を除いたものとする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第24条の5</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>41万4,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>5万800円</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第26条</b> (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>

者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

**第27条の8** 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものには、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。

者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

**第27条の8** 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものには、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。

**第2条** 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。  
別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100				

53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,500			
95		296,200	344,100	382,900			
96		296,600	344,500	383,300			
97		296,800	344,700	383,600			
98		297,100	345,100	384,100			
99		297,500	345,500	384,500			
100		297,900	345,800	384,900			
101		298,100	346,100	385,200			
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					

	115		302,300								
	116		302,700								
	117		302,900								
	118		303,100								
	119		303,400								
	120		303,700								
	121		304,100								
	122		304,300								
	123		304,600								
	124		304,900								
	125		305,200								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条、第39条の2及び附則第5項に規定する職員を除く。



別表第2 (第6条関係)

## 公安職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600		

53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400	
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700	
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900	
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600		
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900		
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100		
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300		
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600		
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900		
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100		
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300		
94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200			
95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600			
96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000			
97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300			
98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700			
99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100			
100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500			
101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800			
102	311,500	335,700	361,800	389,200				
103	312,500	336,700	362,900	389,800				
104	313,500	337,800	364,000	390,300				
105	314,300	338,900	365,200	390,600				
106	314,900	340,000	365,700	391,000				
107	315,500	341,000	366,300	391,500				
108	316,100	342,000	366,900	391,800				
109	316,600	343,200	367,500	392,100				
110	317,100	344,200	368,000	392,600				
111	317,500	345,200	368,500	393,100				
112	318,000	346,100	369,000	393,600				
113	318,800	347,000	369,400	393,900				
114	319,500	347,900	369,800	394,400				

	115	320,200	348,900	370,400	394,900					
	116	320,800	349,900	370,900	395,400					
	117	321,400	350,900	371,300	395,700					
	118	322,200	351,300	371,800	396,200					
	119	322,900	351,900	372,400	396,700					
	120	323,700	352,500	372,900	397,200					
	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126		354,900	375,500						
	127		355,400	376,000						
	128		355,800	376,500						
	129		356,200	376,800						
	130		356,600	377,300						
	131		357,000	377,800						
	132		357,400	378,300						
	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 242,500	円 254,200	円 258,300	円 289,600	円 306,200	円 320,300	円 343,900	円 379,200	円 410,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第6条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300		

56	262,600	326,500	382,700	428,900
57	263,700	328,200	384,200	430,400
58	264,400	330,200	385,800	431,900
59	265,400	332,200	387,400	433,100
60	266,400	334,100	389,000	434,300
61	267,300	335,900	390,200	435,500
62	268,100	337,900	391,600	436,800
63	268,900	339,900	393,000	438,100
64	269,700	341,800	394,300	439,300
65	270,800	343,500	395,500	440,500
66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	
89	296,000	382,900	425,300	
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	
97	304,000	392,600	432,400	
98	305,100	393,600	432,800	
99	306,100	394,600	433,200	
100	307,100	395,600	433,600	
101	307,900	396,500	434,000	
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800		
111	315,600	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,000		
114	317,000	407,700		
115	317,500	408,400		
116	317,900	409,100		

	117	318,400	409,700			
	118	318,900	410,200			
	119	319,300	410,600			
	120	319,800	411,000			
	121	320,300	411,300			
	122	320,700	411,600			
	123	321,200	411,900			
	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700	417,600			
	147	328,000	417,900			
	148	328,300	418,100			
	149	328,500	418,300			
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考 (1) この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舍指導員、講師及び実習助手（教育職給料表（三）の適用を受ける者を除く。）並びに中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において、当該高等学校の教科を担当するもの及び養護の業務を行うものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

## ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000		

58	263,900	306,800	379,500	399,200
59	264,900	309,000	380,800	400,400
60	265,900	311,200	382,100	401,600
61	266,800	313,300	383,000	402,700
62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		



	120	306,600	392,200			
	121	306,800	392,800			
	122	307,000	393,600			
	123	307,200	394,300			
	124	307,500	395,000			
	125	307,800	395,600			
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
	158		406,800			
	159		407,100			
	160		407,300			
	161		407,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考 (1) この表は、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）のうち人事委員会規則で定めるもの並びに中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第6条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400	

	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	499,000
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	500,000
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	501,000
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	502,000
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	503,000
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	504,000
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	505,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	506,000
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	507,000
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	508,000
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	509,000
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	510,000
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	511,000
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	512,000
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	513,000
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	514,000
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	445,400	515,000
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	445,700	516,000
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	446,000	517,000	

57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900			
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200			
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500			
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900			
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100			
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400			
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700			
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000			
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200			
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900				
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600				
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200				
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600				
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100				
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600				
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100				
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700				
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200				
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800				
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400				
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900				
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400				
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900				
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400				
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700				
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200				
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600				
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000				
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400				
86		290,700	326,500	347,300					
87		290,900	326,700	347,600					
88		291,100	327,000	347,900					
89		291,500	327,400	348,300					
90		291,700	327,800	348,600					
91		291,900	328,200	349,000					
92		292,100	328,600	349,300					
93		292,500	328,900	349,700					
94		292,700	329,100	350,000					
95		292,900	329,500	350,300					
96		293,200	329,800	350,600					
97		293,500	330,000	350,900					
98		293,700	330,300	351,300					
99		293,900	330,600	351,700					
100		294,200	330,900	352,100					
101		294,500	331,100	352,600					
102		294,700	331,400	353,000					
103		294,900	331,800	353,400					
104		295,200	332,000	353,800					
105		295,500	332,200	354,300					
106			332,400						
107			332,800						
108			333,000						
109			333,200						
110			333,600						
111			334,000						
112			334,400						
113			334,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900	

員									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、マッサージ師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900	

58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		
100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		
105	292,100	322,300	354,500	372,900		
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			
119	296,400	327,500	360,900			



	120	296,700	327,700	361,400				
	121	297,000	327,900	361,800				
	122	297,400	328,200	362,300				
	123	297,700	328,500	362,800				
	124	298,100	328,800	363,300				
	125	298,300	329,000	363,600				
	126	298,500	329,300					
	127	298,800	329,700					
	128	299,200	329,900					
	129	299,400	330,100					
	130	299,700	330,300					
	131	300,100	330,700					
	132	300,500	330,900					
	133	300,700	331,200					
	134	301,000	331,600					
	135	301,400	332,000					
	136	301,700	332,400					
	137	301,900	332,700					
	138	302,200	333,100					
	139	302,600	333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900						
	155	307,100						
	156	307,400						
	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第6条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100	

56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
74	268,600	320,600	389,700		
75	269,600	321,700	390,300		
76	270,600	322,700	391,000		
77	271,600	323,800	391,700		
78	272,600	324,800	392,300		
79	273,600	325,700	392,900		
80	274,500	326,600	393,500		
81	275,500	327,500	394,100		
82	276,600	328,300	394,700		
83	277,700	329,000	395,300		
84	278,600	329,600	395,900		
85	279,500	330,100	396,400		
86	280,400	330,600	396,900		
87	281,300	331,100	397,400		
88	282,000	331,500	398,100		
89	282,800	331,800	398,500		
90	283,900	332,300			
91	284,900	332,800			
92	285,900	333,200			
93	286,800	333,500			
94	287,700	333,900			
95	288,700	334,300			
96	289,600	334,700			
97	289,900	335,200			
98	290,800	335,700			
99	291,500	336,200			
100	292,400	336,700			
101	293,300	337,200			
102	293,900	337,700			
103	294,600	338,200			
104	295,300	338,700			
105	295,800	339,100			
106	296,300	339,500			
107	296,800	340,000			
108	297,200	340,400			
109	297,400	340,900			
110	297,800	341,300			
111	298,100	341,800			
112	298,300	342,200			
113	298,600	342,700			
114	298,900	343,100			
115	299,200	343,600			
116	299,500	344,000			

	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第6条関係)

## 福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300	

56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
78	254,800	317,400	342,400	387,100		
79	255,700	318,000	342,900	387,600		
80	256,300	318,600	343,300	388,200		
81	257,000	318,900	343,500	388,700		
82	257,500	319,200	343,800	389,100		
83	258,100	319,800	344,300	389,500		
84	258,700	320,100	344,700	389,900		
85	259,300	320,400	345,000	390,100		
86	260,100	320,700	345,300	390,300		
87	260,800	321,000	345,800	390,600		
88	261,500	321,300	346,200	390,900		
89	262,000	321,700	346,500	391,100		
90	262,800	322,100	346,900	391,400		
91	263,600	322,400	347,300	391,700		
92	264,300	322,600	347,500	391,900		
93	264,700	323,100	347,800	392,100		
94	265,200	323,500				
95	265,700	323,700				
96	266,400	324,100				
97	267,100	324,500				
98	267,800	324,900				
99	268,500	325,300				
100	269,200	325,600				
101	269,600	325,800				
102	270,100	326,100				
103	270,500	326,400				
104	270,900	326,700				
105	271,100	327,100				
106	271,300	327,300				
107	271,600	327,600				
108	271,900	328,000				
109	272,200	328,400				
110	272,500	328,700				
111	272,800	329,100				
112	273,000	329,400				
113	273,300	329,700				
114	273,600	330,100				
115	273,900	330,400				
116	274,300	330,600				

	117	274,600	330,800				
	118	274,900	331,100				
	119	275,300	331,500				
	120	275,700	331,900				
	121	275,900	332,100				
	122	276,100					
	123	276,500					
	124	276,800					
	125	277,000					
	126	277,300					
	127	277,700					
	128	278,100					
	129	278,300					
	130	278,700					
	131	279,100					
	132	279,400					
	133	279,600					
	134	279,900					
	135	280,300					
	136	280,600					
	137	280,800					
	138	281,100					
	139	281,400					
	140	281,700					
	141	281,900					
	142	282,100					
	143	282,300					
	144	282,600					
	145	283,000					
	146	283,200					
	147	283,500					
	148	283,800					
	149	284,100					
	150	284,300					
	151	284,600					
	152	284,800					
	153	285,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 202,500	円 242,000	円 256,300	円 289,400	円 316,200	円 358,000

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第26条</b> (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p><b>第39条の2</b> 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、報酬を支給するとともに通勤に係る費用を弁償する。また、その者の任用期間、勤務時間等を考慮し、<u>期末手当又は勤勉手当</u>を支給することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第26条</b> (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p><b>第39条の2</b> 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、報酬を支給するとともに通勤に係る費用を弁償する。また、その者の任用期間、勤務時間等を考慮し、<u>期末手当</u>を支給することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。別表第1から別表第3までを次のように改める。



## 別表第1 (第5条関係)

## 教育職給料表

## イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300		

56	262,600	326,500	382,700	428,900
57	263,700	328,200	384,200	430,400
58	264,400	330,200	385,800	431,900
59	265,400	332,200	387,400	433,100
60	266,400	334,100	389,000	434,300
61	267,300	335,900	390,200	435,500
62	268,100	337,900	391,600	436,800
63	268,900	339,900	393,000	438,100
64	269,700	341,800	394,300	439,300
65	270,800	343,500	395,500	440,500
66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	
89	296,000	382,900	425,300	
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	
97	304,000	392,600	432,400	
98	305,100	393,600	432,800	
99	306,100	394,600	433,200	
100	307,100	395,600	433,600	
101	307,900	396,500	434,000	
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800		
111	315,600	405,600		
112	316,100	406,400		
113	316,600	407,000		
114	317,000	407,700		
115	317,500	408,400		
116	317,900	409,100		

	117	318,400	409,700			
	118	318,900	410,200			
	119	319,300	410,600			
	120	319,800	411,000			
	121	320,300	411,300			
	122	320,700	411,600			
	123	321,200	411,900			
	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700	417,600			
	147	328,000	417,900			
	148	328,300	418,100			
	149	328,500	418,300			
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに同法第2条に規定する高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000		

58	263,900	306,800	379,500	399,200
59	264,900	309,000	380,800	400,400
60	265,900	311,200	382,100	401,600
61	266,800	313,300	383,000	402,700
62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		

	120	306,600	392,200			
	121	306,800	392,800			
	122	307,000	393,600			
	123	307,200	394,300			
	124	307,500	395,000			
	125	307,800	395,600			
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
	158		406,800			
	159		407,100			
	160		407,300			
	161		407,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

## 学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	

	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
	86		290,700	326,500	347,300	
	87		290,900	326,700	347,600	
	88		291,100	327,000	347,900	
	89		291,500	327,400	348,300	
	90		291,700	327,800	348,600	
	91		291,900	328,200	349,000	
	92		292,100	328,600	349,300	
	93		292,500	328,900	349,700	
	94		292,700	329,100	350,000	
	95		292,900	329,500	350,300	
	96		293,200	329,800	350,600	
	97		293,500	330,000	350,900	
	98		293,700	330,300	351,300	
	99		293,900	330,600	351,700	
	100		294,200	330,900	352,100	
	101		294,500	331,100	352,600	
	102		294,700	331,400	353,000	
	103		294,900	331,800	353,400	
	104		295,200	332,000	353,800	
	105		295,500	332,200	354,300	
	106			332,400		
	107			332,800		
	108			333,000		
	109			333,200		
	110			333,600		
	111			334,000		
	112			334,400		
	113			334,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100



備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	

56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600	382,500		
95		296,200	344,100	382,900		
96		296,600	344,500	383,300		
97		296,800	344,700	383,600		
98		297,100	345,100	384,100		
99		297,500	345,500	384,500		
100		297,900	345,800	384,900		
101		298,100	346,100	385,200		
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				

	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200

備考 この表は、事務職員に適用する。

第5条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額と同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額と同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>

第6条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額と同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額と同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する</p>

勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の102.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 (略)

**第41条** 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、報酬を支給するとともに通勤に係る費用を弁償する。また、その者の任用期間、勤務時間等を考慮し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

2・3 (略)

#### 附 則

1～16 (略)

(地域手当に関する調整措置)

17 新潟県に在勤する職員(第18条の3の適用を受ける職員を除く。)には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、給料(この項の規定により支給されるものを除く。)、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に一般職員地域手当支給割合(当該職員を一般職員給与条例第2条の職員とみなした場合において地域手当の額の算定に用いるべきこととなる一般職員給与条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める割合をいう。)を乗じて得た額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料を支給される職員に対する次に掲げる規定の適用については、同項の規定により支給される給料は、第4条の給料としない。

- (1) 第16条、第26条第4項及び第5項、第27条第2項、第30条の3第2項並びに第30条の4第1項
- (2) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年新潟県条例第42号)
- (3) 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)
- (4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)

19 附則第17項の規定による給料を支給される職員に対する第16条、第26条第4項及び第5項並びに第27条第2項の規定の適用については、これらの規定中「対する地域手当の月額」とあるのは、「附則第17項に規定する一般職員地域手当支給割合を

勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3 (略)

**第41条** 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、報酬を支給するとともに通勤に係る費用を弁償する。また、その者の任用期間、勤務時間等を考慮し、期末手当を支給することができる。

2・3 (略)

#### 附 則

1～16 (略)

<p>乗じて得た額」とする。</p> <p>20 附則第17項の規定による給料を支給される職員に対する職員の退職手当に関する条例第7条の5第2項の規定の適用については、同項中「それらの月額」とあるのは、「当該職員の給料及び扶養手当並びにこれらに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）附則第17項に規定する一般職員地域手当支給割合を乗じて得た額」とする。</p> <p>21 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	
--	--

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p><b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th style="text-align: center;">号 給</th><th style="text-align: center;">給 料 月 額</th></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">402,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">461,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">522,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">603,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">701,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">800,000</td></tr> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th style="text-align: center;">号 給</th><th style="text-align: center;">給 料 月 額</th></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">336,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">371,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">398,000</td></tr> </table> <p>3～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(一般職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任</p>	号 給	給 料 月 額		円	1	402,000	2	461,000	3	522,000	4	603,000	5	701,000	6	800,000	号 給	給 料 月 額		円	1	336,000	2	371,000	3	398,000	<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p><b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th style="text-align: center;">号 給</th><th style="text-align: center;">給 料 月 額</th></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">398,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">456,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">516,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">596,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">693,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">791,000</td></tr> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th style="text-align: center;">号 給</th><th style="text-align: center;">給 料 月 額</th></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">332,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">367,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">394,000</td></tr> </table> <p>3～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(一般職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任</p>	号 給	給 料 月 額		円	1	398,000	2	456,000	3	516,000	4	596,000	5	693,000	6	791,000	号 給	給 料 月 額		円	1	332,000	2	367,000	3	394,000
号 給	給 料 月 額																																																				
	円																																																				
1	402,000																																																				
2	461,000																																																				
3	522,000																																																				
4	603,000																																																				
5	701,000																																																				
6	800,000																																																				
号 給	給 料 月 額																																																				
	円																																																				
1	336,000																																																				
2	371,000																																																				
3	398,000																																																				
号 給	給 料 月 額																																																				
	円																																																				
1	398,000																																																				
2	456,000																																																				
3	516,000																																																				
4	596,000																																																				
5	693,000																																																				
6	791,000																																																				
号 給	給 料 月 額																																																				
	円																																																				
1	332,000																																																				
2	367,000																																																				
3	394,000																																																				

<p>期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>
---	---

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(一般職員給与条例の適用除外等)	(一般職員給与条例の適用除外等)
<b>第6条</b> (略)	<b>第6条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第9条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																				
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																																				
<b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	<b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>718,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>839,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>710,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>830,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>
号 給	給 料 月 額																																				
	円																																				
1	<u>380,000</u>																																				
2	<u>427,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>539,000</u>																																				
5	<u>615,000</u>																																				
6	<u>718,000</u>																																				
7	<u>839,000</u>																																				
号 給	給 料 月 額																																				
	円																																				
1	<u>376,000</u>																																				
2	<u>422,000</u>																																				
3	<u>472,000</u>																																				
4	<u>533,000</u>																																				
5	<u>608,000</u>																																				
6	<u>710,000</u>																																				
7	<u>830,000</u>																																				
2～5 (略)	2～5 (略)																																				
(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)	(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)																																				
<b>第8条</b> (略)	<b>第8条</b> (略)																																				
2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職	2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職																																				



<p>員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>
---	---

**第10条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）  <b>第8条</b> （略）                  2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>（一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）  <b>第8条</b> （略）                  2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

**附 則**

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第24条の5の規定、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定、第4条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の規定及び第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条の規定 令和5年4月1日
  - (2) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第26条の規定、第5条の規定による改正後

の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条の規定及び第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条の規定 令和5年12月1日

(給与の内払)

- 3 第1条及び第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の一般職員給与条例」という。）、第4条及び第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付研究員条例」という。）又は第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第4条及び第5条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職員給与条例の規定による給与、改正後の市町村立学校職員給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
-

新潟県条例第35号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の派遣)	(職員の派遣)
<b>第 2 条</b> 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決 めに基づき、当該団体の業務にその役職員として 専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を 除く。）を派遣することができる。 (1)～(3)の 2 (略) (4) <u>削除</u>  (5)～(10)の 2 (略)  (11) <u>削除</u>  (12) (略) (13) <u>削除</u>  (14)～(18) (略) <u>(18)の 2 医療法人愛広会</u> <u>(18)の 3 (略)</u> <u>(18)の 4 (略)</u> <u>(18)の 5 社会福祉法人長岡福祉協会</u> (19)～(26) (略) 2・3 (略)	<b>第 2 条</b> 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決 めに基づき、当該団体の業務にその役職員として 専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を 除く。）を派遣することができる。 (1)～(3)の 2 (略) (4) <u>財団法人環日本海経済研究所（平成 5 年 10 月</u> <u>1 日に財団法人環日本海経済研究所という名称</u> <u>で設立された法人をいう。）</u> (5)～(10)の 2 (略) <u>(10)の 3 財団法人新潟県中越沖地震復興基金</u> <u>（平成19年10月17日に財団法人新潟県中越沖地</u> <u>震復興基金という名称で設立された法人をい</u> <u>う。）</u> (11) <u>財団法人新潟県中越大震災復興基金（平成</u> <u>17年 3 月 1 日に財団法人新潟県中越大震災復興</u> <u>基金という名称で設立された法人をいう。）</u> (12) (略) (13) <u>財団法人新潟県文化振興財団（昭和56年 3</u> <u>月 3 日に財団法人新潟県文化振興財団という名</u> <u>称で設立された法人をいう。）</u> (14)～(18) (略)  <u>(18)の 2 (略)</u> <u>(18)の 3 (略)</u>  (19)～(26) (略) 2・3 (略)

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号の改正、同項第 10 号の 3 を削る改正並びに同項第 11 号及び第 13 号の改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第36号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。)を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前																																															
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)																																															
(1) 知事政策局関係		(1) 知事政策局関係																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)及び新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)~(10) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(11) <u>新潟県手数料条例第2条の規定による同条例別表第1号の表1の項に定める手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が市町村の窓口において地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市町村	旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)及び新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)		(略)	(1)~(10) (略)			(11) <u>新潟県手数料条例第2条の規定による同条例別表第1号の表1の項に定める手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が市町村の窓口において地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)~(10) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市町村	旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)		(略)	(1)~(10) (略)																													
事	務	市町村																																															
旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)及び新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)		(略)																																															
(1)~(10) (略)																																																	
(11) <u>新潟県手数料条例第2条の規定による同条例別表第1号の表1の項に定める手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が市町村の窓口において地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)</u>																																																	
事	務	市町村																																															
旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)		(略)																																															
(1)~(10) (略)																																																	
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)																																															
(4) 防災局関係		(4) 防災局関係																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)~(55) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(55)の2 <u>法第39条の21第1項の規定による変更の届出の受理</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(55)の3 <u>法第39条の23の規定による提出の要求</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(56)~(92) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4の2</td> <td>高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)~(55) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市町村	(略)			4	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)	(1)~(55) (略)			(55)の2 <u>法第39条の21第1項の規定による変更の届出の受理</u>			(55)の3 <u>法第39条の23の規定による提出の要求</u>			(56)~(92) (略)			4の2	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)	(1)~(55) (略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)~(55) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(56)~(92) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4の2</td> <td>高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)~(55) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市町村	(略)			4	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)	(1)~(55) (略)			(56)~(92) (略)			4の2	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)	(1)~(55) (略)		
事	務	市町村																																															
(略)																																																	
4	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)																																															
(1)~(55) (略)																																																	
(55)の2 <u>法第39条の21第1項の規定による変更の届出の受理</u>																																																	
(55)の3 <u>法第39条の23の規定による提出の要求</u>																																																	
(56)~(92) (略)																																																	
4の2	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)																																															
(1)~(55) (略)																																																	
事	務	市町村																																															
(略)																																																	
4	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)																																															
(1)~(55) (略)																																																	
(56)~(92) (略)																																																	
4の2	高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)																																															
(1)~(55) (略)																																																	

<p>(55)の2 法第39条の21第1項の規定による変更の届出の受理 (55)の3 法第39条の23の規定による提出の要求 (56)～(82) (略)</p>		<p>(56)～(82) (略)</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>(5)・(6) (略)</p>		<p>(5)・(6) (略)</p>	
<p>(6)の2 観光文化スポーツ部関係</p>		<p>(6)の2 観光文化スポーツ部関係</p>	
<p>事 務</p>	<p>市町村</p>	<p>事 務</p>	<p>市町村</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)</p>	<p>三 条市、柏崎市、新発田市、十日町市、<u>村上市</u>、五泉市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町</p>	<p>2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)</p>	<p>三 条市、柏崎市、新発田市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市及び湯沢町</p>
<p>(7) 農林水産部関係</p>		<p>(7) 農林水産部関係</p>	
<p>事 務</p>	<p>市町村</p>	<p>事 務</p>	<p>市町村</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>3 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(6) (略)</p>	<p>三 条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、<u>加茂市</u>、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南</p>	<p>3 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(6) (略)</p>	<p>三 条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼</p>

	魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町及び刈羽村		市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町及び刈羽村
3の2 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第18条第1項の規定による認可 (2) 法第18条第7項の規定による通知及び公告	刈羽村		
(略)		(略)	
(8) 農地部関係		(8) 農地部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
2の2 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第12条第6項の規定による農業経営改善計画（法第12条第11項に掲げる行為に係るものを除く。次号において同じ。）の認定の同意 (2) 法第13条第3項において準用する法第12条第6項の規定による農業経営改善計画の変更の認定の同意	阿賀野市及び刈羽村		
2の3 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画（法第22条の2第9項第2号に掲げる行為に係るものを除く。第3号において同じ。）の認定の同意 (2) 法第22条の2第11項第3号（法第22条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（前号及び次号に掲げる事	阿賀野市及び刈羽村		

務に係るものに限る。) (3) 法第22条の3第5項において準用する法第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の同意			
3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)	三 条 市、村上市、燕市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村及び粟島浦村	3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)	三 条 市、村上市、燕市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村
(略)		(略)	
(9) (略)		(9) (略)	

(新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

**第2条** 新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(新潟市が処理する事務の範囲)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22) 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）に基づく事務のうち、同条例第2条の規定による同条例別表第3号の表1の項から10の項まで、18の項、19の項、26の項から29の項まで、31の項、32の項及び41の項から44の項までに定める手数料の徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）</u></p>	<p>(新潟市が処理する事務の範囲)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(21) (略)</p>

(新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

**第3条** 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げ</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げ</p>

<p>るものは、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法及びこの条例に基づく事務（前各号に掲げる事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付並びに別表に掲げる手数料であって知事に納めるものの徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）</p> <p>(6) (略)</p>	<p>るものは、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法及びこの条例に基づく事務（前各号に掲げる事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）</p> <p>(6) (略)</p>
---	--

(新潟県覚醒剤取締法施行条例の一部改正)

**第4条** 新潟県覚醒剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第6条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第5条の規定による手数料の徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第6条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。</p>

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

**第5条** 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第9条の規定による手数料の徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。</p>



報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。	
--	--

(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

**第6条** 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務処理の特例) <b>第3条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(34) (略) (35) 法及び法の施行のための規則に基づく事務（前各号に掲げる事務並びに法第43条第1項及び第2項の規定による検定に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付並びに別表に掲げる手数料であって知事に納めるものの徴収に係る事務（ <u>当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。</u> ）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。） (36) (略)	(事務処理の特例) <b>第3条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(34) (略) (35) 法及び法の施行のための規則に基づく事務（前各号に掲げる事務並びに法第43条第1項及び第2項の規定による検定に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。） (36) (略)

(新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

**第7条** 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
(事務処理の特例) <b>第11条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	(事務処理の特例) <b>第11条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%; text-align: center;">事 務</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">                                     精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務                                      (1)～(16) (略)                                 </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">                                     長岡市、三条市、柏崎市、新発田                                 </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新発田	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%; text-align: center;">事 務</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">                                     精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務                                      (1)～(16) (略)                                 </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">                                     長岡市、三条市、柏崎市、新発田                                 </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新発田
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新発田								
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新発田								

	市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、 <u>阿</u> <u>賀</u> 町、 出雲崎 町、湯 沢町、 津 南 町、刈 羽村、 関川村 及び粟 島浦村	市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、出 雲 崎 町、湯 沢町、 津 南 町、刈 羽村、 関川村 及び粟 島浦村
--	--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第4号の表4の項及び4の2の項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

(新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正)

- 3 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和4年新潟県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第32条の改正規定の表中新潟県覚醒剤取締法施行条例第6条の改正に係る部分を次のように改める。

(事務処理の特例)

**第6条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第5条の規定による手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。

(事務処理の特例)

**第6条** 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第5条の規定による手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。

第33条の改正規定の表中新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第10条の改正に係る部分を次のように改める。

(事務処理の特例)

**第10条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第9条の規定による手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。

(事務処理の特例)

**第10条** 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務並びに第9条の規定による手数料の徴収に係る事務(当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。)(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)は、新潟市が処理することとする。

新潟県条例第37号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後										改正前									
別表（第2条関係）										別表（第2条関係）									
行政財産使用料の基準										行政財産使用料の基準									
区分	使用の種類		単位	使用料（単位 円）															
土地	(略)									土地	(略)								
	電気	(略)									電気	(略)							
	通信	水管、外径が0.15メートル未満のもの 下水道管、ガス管その他これに類するもの その他これに類するもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	(略)	新潟市部	110	新潟市以外の市部	47	町村部	38		通信	水管、外径が0.15メートル未満のもの 下水道管、ガス管その他これに類するもの その他これに類するもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	(略)	新潟市部	98	新潟市以外の市部	43	町村部	34
	施設				140		63		51		施設				130		58		45
	その他				290		130		100		その他				260		120		90
	これに類するもの				720		320		250		これに類するもの				650		290		220
	以外のもの										以外のもの								

		外径が1メートル以上のもの		1,400	630	510		
(略)								
	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	2,400	新潟市以外の市部	1,100	町村部	850
(略)								
備考 (略)								

		外径が1メートル以上のもの		1,300	580	450		
(略)								
	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	2,200	新潟市以外の市部	960	町村部	750
(略)								
備考 (略)								

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。



新潟県条例第38号

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例  
 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成12年新潟県条例第15号)  
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
10 法第37条の3 第1項の完成検査を受けようとする者 (1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備について完成検査を受けようとするとき。	1件につき、3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じた額及び5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額の合計額	10 法第37条の3 第1項の完成検査を受けようとする者 (1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備について完成検査を受けようとするとき。	1件につき、3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じた額及び5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額の合計額
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第39号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県立県央基幹病院	三条市	新潟県立県央基幹病院	三条市
		新潟県立燕労災病院	燕市

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(調整規定)

- 2 この条例及び新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第12号）に同一の条例の規定についての改正がある場合において、当該改正が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。



新潟県条例第40号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
		試験、検査等の種類	手数料の算定の単位			試験、検査等の種類	手数料の算定の単位
1	(略)			1	(略)		
分析	(3)	(略)		分析	(3)	(略)	
	機	イ 試料調整	(略)		機	イ 試料調整	(略)
	器	(ア)～(オ) (略)	(略)		器	(ア)～(オ) (略)	(略)
	分	<u>カ</u> <u>イオンク</u>	<u>ハ</u>		分		
析	析	<u>ロマトグラ</u>					
		<u>フィーによ</u>					
		<u>る定量分析</u>					
		<u>キ</u> <u>ガスクロ</u>	(略)		<u>カ</u> <u>ガスクロ</u>	(略)	
		マトグラフ			マトグラフ		
		質量分析			質量分析		
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県条例第41号

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
3 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする者（在校生を除く。）	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあつては1件につき <u>1万8,200円</u> 、学科試験を受ける場合にあつては1件につき3,100円	3 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする者（在校生を除く。）	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあつては1件につき <u>1万7,300円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあつては <u>1万4,300円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあつては <u>1万2,700円</u> ）、学科試験を受ける場合にあつては1件につき3,100円
4 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする在校生	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあつては1件につき <u>1万2,100円</u> 、学科試験を受ける場合にあつては1件につき3,100円	4 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする在校生	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあつては1件につき <u>1万1,500円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあつては <u>9,500円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあつては <u>8,400円</u> ）、学科試験を受ける場合にあつては1件につき3,100円
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第42号

新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例

新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第10条、第12条関係）				別表（第10条、第12条関係）			
施 設 名	使用時間等	使用料(円)	備考	施 設 名	使用時間等	使用料(円)	備考
大 研 修 室	午 前	5,100		大 研 修 室	午 前	4,580	
	午 後	6,800			午 後	6,100	
	夜 間	5,950			夜 間	5,340	
	全 日	16,060			全 日	14,410	
小 研 修 室	午 前	2,370		小 研 修 室	午 前	2,150	
	午 後	3,160			午 後	2,870	
	夜 間	2,770			夜 間	2,510	
	全 日	7,470			全 日	6,780	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第43号

新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県漁港管理条例（昭和33年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
<b>別表第1（第14条関係）</b>				<b>別表第1（第14条関係）</b>			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 占用料				(2) 占用料			
区分	算定の基礎	占用料の額		区分	算定の基礎	占用料の額	
		漁業関係者	漁業関係者以外の者			漁業関係者	漁業関係者以外の者
(略)				(略)			
3 管類を設置する場合	(略)	180円	250円	3 管類を設置する場合	(略)	150円	220円
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			
<b>別表第2（第14条の2関係）</b>				<b>別表第2（第14条の2関係）</b>			
(1) 土砂採取料				(1) 土砂採取料			
区分	算定の基礎	土砂採取料の額		区分	算定の基礎	土砂採取料の額	
砂 利	(略)	195円		砂 利	(略)	180円	
かき込み砂利		175円		かき込み砂利		160円	
土 砂		150円		土 砂		140円	
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	175円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	65円		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	60円
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの		130円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの		120円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの		3,940円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの		3,610円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの		7,895円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの		7,230円
	長径120センチ		7,895円に長径		長径120センチ		7,230円に長径

	メートル以上のもの		が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額		メートル以上のもの		が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額
備考 (略) (2) (略)				備考 (略) (2) (略)			

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における占有に係る占用料及び採取に係る土砂採取料について適用し、同日前における占有に係る占用料及び採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

新潟県条例第44号

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年新潟県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
<b>別表第2（第14条関係）</b>				<b>別表第2（第14条関係）</b>			
生産物採取料基準				生産物採取料基準			
	種類	単位	採取料		種類	単位	採取料
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	175円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	65円		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	60円
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	130円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	120円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,940円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,610円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,895円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,230円
	長径120センチメートル以上のもの	(略)	7,895円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額		長径120センチメートル以上のもの	(略)	7,230円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額
	砂利	(略)	195円		砂利	(略)	180円
かき込み砂利	(略)	175円	かき込み砂利	(略)	160円		
土砂	(略)	150円	土砂	(略)	140円		
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき採取料について適用し、同日前に徴収すべき採取料については、なお従前の例による。

新潟県条例第45号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
占 用 物 件		占 用 料	所 在 地		占 用 物 件		占 用 料	所 在 地			
			単 位	市				単 位	市		
				町 村					単 位	町 村	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	(略)	590	470	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	(略)	540		420	
	第2種電柱		900	730		第2種電柱		830	640		
	第3種電柱		1,200	980		第3種電柱		1,100	870		
	第1種電話柱		530	420		第1種電話柱		480	370		
	第2種電話柱		840	680		第2種電話柱		770	600		
	第3種電話柱		1,200	930		第3種電話柱		1,100	820		
	その他の柱類		53	42		その他の柱類		48	37		
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			
	地下に設ける電線その他の線類		(略)	3		地下に設ける電線その他の線類		(略)	2		
	路上に設ける変圧器	(略)	510	410		路上に設ける変圧器	(略)	470	370		
	地下に設ける変圧器	(略)	320	250		地下に設ける変圧器	(略)	290	220		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	1,100	850		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	960	750		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		440	360		郵便差出箱及び信書便差出箱		400	310		
	広告塔	(略)	(略)	860		広告塔	(略)	(略)	920		
	その他のもの	(略)	1,100	850		その他のもの	(略)	960	750		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	47	38	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	43	34		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		63	51		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58	45		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		130	100		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120	90		
	外径が0.4メートル以上1		320	250		外径が0.4メートル以上1		290	220		

		メートル未満のもの							
		外径が1メートル以上のもの		630	510			580	450
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	(略)	(略)	3			(略)	2
		地下に設けるもの							
		その他のもの		11	8			10	7
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	(略)	840	680			770	600
		その他のもの	(略)	530	420			480	370
		上空に設けるもの							
		地下に設けるもの		320	250			290	220
		その他のもの		1,100	850			960	750
法第32条第1項第4号に掲げる施設			(略)	1,100	850			960	750
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額				Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額				Aに0.008を乗じて得た額	



設		の 階数が 3以上 のもの		Aに0.007を乗 じて得た額	
	上空に設ける 通路			940	430
	地下に設ける 通路			560	260
	その他のもの			1,100	850
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	(略)				
	その他のもの	(略)	(略)		86
政令第 7条第 1号に 掲げる 物件	看板 (ア ーチ であ るも のを 除 く。)	一時的 に設け るもの	(略)	(略)	86
		その他 のもの	(略)	(略)	860
	標識		(略)	840	680
旗ざ お	(略)				
	その他 のもの	(略)	(略)		86
幕 (政 令第 7条 第4 号に 掲げ る工 事用 施設 であ るも のを 除 く。)	(略)				
	その他 のもの	(略)	(略)		86
アー チ	車道 を横 断す るも の	(略)	(略)		860
		その他 のもの		940	430
政令第7条第2号に掲げる工作物	(略)			1,100	850

設		の 階数が 3以上 のもの		Aに0.01を乗じ て得た額	
	上空に設ける 通路			970	460
	地下に設ける 通路			580	280
	その他のもの			960	750
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	(略)				
	その他のもの	(略)	(略)		92
政令第 7条第 1号に 掲げる 物件	看板 (ア ーチ であ るも のを 除 く。)	一時的 に設け るもの	(略)	(略)	92
		その他 のもの	(略)	(略)	920
	標識		(略)	770	600
旗ざ お	(略)				
	その他 のもの	(略)	(略)		92
幕 (政 令第 7条 第4 号に 掲げ る工 事用 施設 であ るも のを 除 く。)	(略)				
	その他 のもの	(略)	(略)		92
アー チ	車道 を横 断す るも の	(略)	(略)		920
		その他 のもの		970	460
政令第7条第2号に掲げる工作物	(略)			960	750

政令第7条第3号に掲げる施設		(略)	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		政令第7条第3号に掲げる施設		(略)	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	(略)	86	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	(略)	92
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			110	85	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			96	75
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額			上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの)階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額			地下(トンネルの)階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	
	地上の地下を除く。)階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			地上の地下を除く。)階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
	その他に設けるもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			その他に設けるもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
その他のもの			Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に		Aに <u>0.015</u> を乗じ	Aに <u>0.022</u> を乗じ	政令第7条第11号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に		Aに <u>0.016</u> を乗じ	Aに <u>0.023</u> を乗じ

掲げる 応急仮 設建築 物	設けるもの	て得た 額	て得た 額	掲げる 応急仮 設建築 物	設けるもの	て得た 額	て得た 額
	上空に設ける もの	Aに <u>0.022</u> を乗 じて得た額			上空に設ける もの	Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗 じて得た額			その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額	
政令第7条第12号に掲 げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗 じて得た額		政令第7条第12号に掲 げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額	
政令第 7条第 13号に 掲げる 施設	トンネルの上 又は自動車専 用道路（高架 のものに限 る。）の路面下 に設けるもの	Aに <u>0.015</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.022</u> を乗じ て得た 額	政令第 7条第 13号に 掲げる 施設	トンネルの上 又は自動車専 用道路（高架 のものに限 る。）の路面下 に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.023</u> を乗じ て得た 額
	上空に設ける もの	Aに <u>0.022</u> を乗 じて得た額			上空に設ける もの	Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗 じて得た額			その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第46号

新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例

新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
種類	細目	単位	料金	種類	細目	単位	料金
(略)				(略)			
3 土石採取料 その 他の 河川 産出 物採 取料	(1) 土石採取料 ア 石			3 土石採取料 その 他の 河川 産出 物採 取料	(1) 土石採取料 ア 石		
	(ア) 長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>175円</u>		(ア) 長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>160円</u>
	(イ) 長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個	<u>65円</u>		(イ) 長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個	<u>60円</u>
	(ウ) 長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	〃	<u>130円</u>		(ウ) 長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	〃	<u>120円</u>
	(エ) 長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	〃	<u>3,940円</u>		(エ) 長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	〃	<u>3,610円</u>
	(オ) 長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	〃	<u>7,895円</u>		(オ) 長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	〃	<u>7,230円</u>
	(カ) 長径120センチメートル以上のもの	〃	<u>7,895円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>789円</u> を加算した額		(カ) 長径120センチメートル以上のもの	〃	<u>7,230円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>723円</u> を加算した額

	イ 砂利	1 立 方メ ートル	<u>195円</u>		イ 砂利	1 立 方メ ートル	<u>180円</u>
	ウ かき込み砂 利	〃	<u>175円</u>		ウ かき込み砂 利	〃	<u>160円</u>
	エ 土砂	〃	<u>150円</u>		エ 土砂	〃	<u>140円</u>
	オ (略)	(略)	(略)		オ (略)	(略)	(略)
	(2) (略)		(略)		(2) (略)		(略)
備考 (略)				備考 (略)			

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後における流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前における流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

新潟県条例第47号

新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県公共海岸占用料等徴収条例（平成12年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
土石採取料基準				土石採取料基準			
	種類	単位	土石採取料		種類	単位	土石採取料
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	175円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	65円		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	60円
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	130円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	120円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,940円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,610円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,895円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,230円
	長径120センチメートル以上のもの	(略)	7,895円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額		長径120センチメートル以上のもの	(略)	7,230円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額
	砂利	(略)	195円		砂利	(略)	180円
かき込み砂利	(略)	175円	かき込み砂利	(略)	160円		
土砂	(略)	150円	土砂	(略)	140円		
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき土石採取料について適用し、同日前に徴収すべき土石採取料については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第48号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
<b>別表第2（第10条関係）</b>					<b>別表第2（第10条関係）</b>						
(1) (略)					(1) (略)						
(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合					(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合						
区 分	単位	金 額			区 分	単位	金 額				
		新 潟 市	新潟市以外の市	町 村			新 潟 市	新潟市以外の市	町 村		
電柱 その 他こ れに 類す るも の	第1種電柱	(略)	1,300円	590円	470円	電柱	第1種電柱	(略)	1,200円	540円	420円
	第2種電柱		2,100円	900円	730円	その	第2種電柱		1,900円	830円	640円
	第3種電柱		2,800円	1,200円	980円	他こ	第3種電柱		2,500円	1,100円	870円
	第1種電話柱		1,200円	530円	420円	れに	第1種電話柱		1,100円	480円	370円
	第2種電話柱		1,900円	840円	680円	類す	第2種電話柱		1,700円	770円	600円
	第3種電話柱		2,600円	1,200円	930円	るも	第3種電話柱		2,400円	1,100円	820円
	その他の柱類		120円	53円	42円	の	その他の柱類		110円	48円	37円
	水道 管、 下水 道	外径が0.15メ ートル未満の もの	(略)	110円	47円	38円	水道 管、 下水 道	外径が0.15メ ートル未満の もの	(略)	98円	43円
管、 ガス 管そ の他	外径が0.15メ ートル以上 0.2メートル 未満のもの		140円	63円	51円	管、 ガス 管そ の他	外径が0.15メ ートル以上 0.2メートル 未満のもの		130円	58円	45円
これ らに 類す るも の	外径が0.2メ ートル以上 0.4メートル 未満のもの		290円	130円	100円	これ らに 類す るも の	外径が0.2メ ートル以上 0.4メートル 未満のもの		260円	120円	90円
	外径が0.4メ ートル以上1 メートル未満		720円	320円	250円		外径が0.4メ ートル以上1 メートル未満		650円	290円	220円

	のもの 外径が1メートル以上のもの		1,400円	630円	510円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)		2,400円	1,100円	850円
郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)		1,000円	440円	360円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合	(略)	308円	(略)	
	占用期間が1月以上の場合	(略)	280円	(略)	
標識	(略)		1,900円	840円	680円
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	(略)		2,800円	(略)	86円
土石、竹木その他の工事用材料の置場	(略)		2,800円	(略)	86円
(3)～(11) (略)					
備考 (略)					

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

	のもの 外径が1メートル以上のもの		1,300円	580円	450円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)		2,200円	960円	750円
郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)		910円	400円	310円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合	(略)	264円	(略)	
	占用期間が1月以上の場合	(略)	240円	(略)	
標識	(略)		1,700円	770円	600円
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	(略)		2,400円	(略)	92円
土石、竹木その他の工事用材料の置場	(略)		2,400円	(略)	92円
(3)～(11) (略)					
備考 (略)					



(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。



新潟県条例第49号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前																							
別表（第6条関係）								別表（第6条関係）																							
港湾施設及びその使用の区分	使用料算定の基礎		国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾			港湾施設及びその使用の区分	使用料算定の基礎		国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾																
			新潟港	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港	新潟港				直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港																
(略)								(略)																							
港湾施設用地	(略)		(略)	110円	47円	47円	47円	47円	港湾施設用地	(略)		(略)	98円	43円	43円	43円	43円														
	埋設管又は架空管類	外径が0.15メートル未満のもの								外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの							外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	埋設管又は架空管類	外径が0.15メートル未満のもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの								

	もの						
	外径が1.0メートル以上のもの	(略)	1,400円	630円	630円	630円	630円
架空線	(略)		12円	(略)			
	(略)						
備考 (略)							

	もの						
	外径が1.0メートル以上のもの	(略)	1,300円	580円	580円	580円	580円
架空線	(略)		11円	(略)			
	(略)						
備考 (略)							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。



新潟県条例第50号

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例（平成11年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前				
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）				
占用料等の基準				占用料等の基準				
種類	細目	算定の基礎	料金	種類	細目	算定の基礎	料金	
(略)				(略)				
土砂採取料	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	175円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円
		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	65円		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	60円
		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	130円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	120円
		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,940円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,610円
		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,895円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,230円
		長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,895円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額		長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,230円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額
		砂利	(略)	195円		砂利	(略)	180円

	かき込み砂利	(略)	175円		かき込み砂利	(略)	160円
	土砂	(略)	150円		土砂	(略)	140円
	(略)				(略)		
備考 (略)				備考 (略)			

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における採取に係る土砂採取料について適用し、同日前における採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第51号

新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例

新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
宿泊室	学齢に達しない者	(略)	680円	宿泊室	学齢に達しない者	(略)	500円
	小学生及び中学生		680円		小学生及び中学生		500円
	高校生等		680円		高校生等		500円
	その他		1,600円		その他		1,560円
体育館	午前	1団体 1室につき	1,010円	体育館		1団体 1室1 且につき	2,130円
	午後		1,350円				
	夜間		1,010円				
	全日		2,600円				
多目的ホール	午前		650円	多目的ホール			1,000円
	午後		870円				
	夜間		650円				
	全日		1,670円				
大研修室	午前		660円	大研修室			1,150円
	午後		870円				
	夜間		660円				
	全日		1,680円				
中研修室	午前		450円	中研修室			790円
	午後		590円				
	夜間		450円				
	全日		1,140円				
小研修室	午前		320円	小研修室			570円
	午後		430円				
	夜間		320円				
	全日		820円				
和室研修室	午前		580円	和室研修室			1,140円
	午後		770円				
	夜間		580円				
	全日		1,480円				
工作室	午前		680円	工作室			1,550円
	午後		900円				
	夜間		680円				
	全日		1,730円				
野外活動支援棟研修室	午前		320円	野外活動支援棟研修室			570円
	午後		430円				
	夜間		320円				
	全日		820円				



キャンプ場	学齢に達しない者	1人1	220円	
	小学生及び中学生	泊につき	220円	
	高校生等		220円	
	その他		360円	
常設テント		1張1泊につき	1,720円	
備考				備考
1～3 (略)				1～3 (略)
4 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。				4 日帰りを使用する場合の使用時間は、午前9時から午後4時までとする。
5 日帰りを使用する場合の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。				

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第52号

新潟県立生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例

新潟県立生涯学習推進センター条例（平成4年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1（第5条関係）</b>				<b>別表第1（第5条関係）</b>			
区 分	使 用 料			区 分	使 用 料		
	午前9時30分 から午後 零時30分ま で	午後1時か ら午後5時 まで	(略)		午前9時30分 から午後 零時30分ま で	午後1時か ら午後5時 まで	(略)
ホール	3,700円	5,000円	(略)	ホール	3,600円	4,800円	(略)
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			
<b>別表第2（第5条関係）</b>				<b>別表第2（第5条関係）</b>			
区 分	単 位	使用料		区 分	単 位	使用料	
(略)				(略)			
プロジェクター	(略)	1,100円		プロジェクター	(略)	690円	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。